



# PSE Newsletter

寒さ厳しき折、皆様いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経とうとしています。今年5月からはインフルエンザと同等の5類と位置づけられ、コロナに対する支援も終了になろうとしています。

このような状況の中、コロナ融資(民間ゼロゼロ融資)の返済開始が始まろうとしています。

第2回目のニュースレターでは、『コロナ借換保証制度』についてご案内させていただきます。

制度の概要及び適用要件については、次の通りとなります。

## 【制度の概要】

- 保証限度額: (民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る) 1億円  
※(100%保証の融資は、100%保証で借換え可能)
- 保証期間等: 10年以内 (据置期間5年以内)
- 保証料率: 0.2%等 (補助前は0.85%等)
- 下記①～④のいずれかに該当すること。また、『金融機関による伴走支援』と『経営行動計画書』の作成が必要。
  - ①セーフティネット4号の認定(売上高が20%以上減少していること。)  
(直近1ヶ月間(実績)とその後2ヶ月間(見込み)と前年同期間との比較)
  - ②セーフティネット5号の認定(指定業種であり、売上高が5%以上減少していること。)  
(直近3ヶ月間(実績)と前年同期間との比較)
  - ※①・②について、コロナの影響を受けた方は前年同期ではなくコロナの影響を受ける前との比較でも可。
  - ③売上高が5%以上減少していること。(直近1ヶ月間(実績)と前年同期間との比較)
  - ④売上高総利益率/営業利益率が5%以上減少していること。  
(③の方法による比較に加え、直近2年分の決算書比較でも可)

## 【手続きイメージ】

### ②与信審査・書類準備

中小企業者

- ①融資申込／経営行動計画書の作成
  - ・自社の現状認識、財務分析
  - ・具体的な資金使途、計画終了時点の将来目標、今後の具体的なアクションプラン
  - ・収支計画・返済計画(黒字化目標含む)など
- ⑤融資
- ⑥金融機関による継続的な伴走支援

金融機関

- ③セーフティネット保証の認定申請
- ④保証審査の依頼・  
経営行動計画書の提出

市区町村

保証協会

コロナ借換保証の概要（中小企業庁の公式サイト）  
(<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sinyouhosyou/karikae.html>)

※コロナ融資に関しては、国の完全保証制度だったことに対し、今回の保証制度は金融機関もリスクを負う内容なので、「経営行動計画書」の作成と、それ以降の「継続的な伴走支援」が伴わないと対象にならないことをご理解いただければと思います。